

はじめに

2020年の東京オリンピック・パラリンピックが目前に迫る中、世界大会やアジア大会で次々とスター選手が誕生し、ようやくオリンピックに向けたムードが活気づくかに思われた矢先に、それをかき消すかのごとく、日本レスリング協会のパワハラ問題、日本大学アメリカンフットボール部の反則問題、日本ボクシング連盟の不正会計、日本体操協会の暴力・パワハラ問題など、スポーツ界の不祥事が連日のようにワイドショーをにぎわせている。このようなスポーツ界の不祥事は、スポーツのイメージを損なうものであるが、東京オリンピック・パラリンピックを迎える日本にとって、スポーツ界を改革する必要性の証左でもあり、クリーンなスポーツ界に生まれ変わる好機なのかもしれない。

スポーツは、私たちに感動、勇気、夢を与えてくれるものであるが、スポーツの社会的役割は増している。国連は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、スポーツを持続可能な平和と開発への重要な鍵として位置づけている。そこでは、スポーツは、寛容性や尊重を促進し、女性や若者に力を付与し、個人や地域社会に対して貢献するとともに、健康や教育などの増進に貢献するものと考えられている。2011年に成立したスポーツ基本法も同様に、「国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与する」(第1条)のものであると位置づけている。スポーツは、単なる個人の趣味や余暇活動を超えて、現代社会にとって必要不可欠な存在になりつつある。

ところで、「スポーツ法」と聞かれてスポーツと法律がどのように関係しているのか、いぶかしがる人もいるかもしれない。実際、筆者が「スポーツ法を教えてください」と話しても、ハア? という表情を浮かべる人も結構いる。本書を読めばおわかりいただけるが、本書は通常法律学の教科書のような「お堅い」ものではない。スポーツに関心のあるなしにかかわらず、非常に読みやすい内容となっており、スポーツ法の意義についても十分理解していただけるものと考えている。

スポーツとスポーツ法の関係は、コインの表と裏に似ているかもしれない。スポーツ選手が活躍する舞台が表だとすると、スポーツ法はその舞台裏の世界を扱うことになる。みなさんが思い描く法は刑罰や規則など、人々を「縛る」「規制する」というイメージをもたれるかもしれない。スポーツ基本法は、「全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会」の確保を目的としている。この意味では、スポーツ法は、通常の法とは異なり、スポーツを支える側面もっている。本書はスポーツを支える法の世界を描くものでもある。

オリンピック憲章では、「スポーツの実践が人権である」と規定する。これはオリンピックの精神の1つであり、「すべての人はいかなる種類の差別も受けることなく、スポーツをする機会を与えられなければならない」。まさに、東京オリンピック・パラリンピックは、私たちが人権、スポーツ法を学ぶ大舞台でもある。

本書を通じて、スポーツの世界と法律の世界をさらに深く理解してもらえるものと思います。執筆していただいた先生方には、読者のみなさんに対し「問いかけ」「考えていただく」ことを念頭に書いていただくようお願いしました。本書のタイトルは『スポーツ法へのファーストステップ』ですが、読者のみなさんに次の「一歩」を踏み出していただくことが、執筆者一同の願いでもあります。

最後に、本書は法律文化社のご厚意により刊行の運びとなったことを、この場を借りてお礼を申し上げます。また、企画の段階から本書完成まで根気強くお付き合いいただき、励ましの言葉をかけてくださった同社編集部の上田哲平氏には本当にお世話になりました。執筆者一同を代表して深く感謝申し上げます。

2018年9月7日

編者を代表して 石堂典秀